

令和7年度 国営土地改良事業地区調査
新利根川沿岸地区新川幹線排水路等地質調査業務

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

令和7年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区新川幹線排水路等地質調査業務（以下「本業務」という）の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）による他、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区における新川幹線排水路等の構造及び仮設工等にかかる検討に資するため、地質調査を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務の施行場所は、茨城県稲敷市上之島地先他で、別添「調査位置図」に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) ボーリング及び土質等の調査位置は、別添「調査位置図」のとおりである。

なお、詳細については監督職員と現地立ち会いのうえ決定する。

- (2) 作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第1-15条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	建設－土質及び基礎 応用理学－地質
	建設	土質及び基礎
	応用理学	地質
博士	理学又は工学	
シビルコンサルティングマネージャー	地質	
	土質及び基礎	

<p>(配置技術者の確認) 第1-6条</p>	<p>(2) 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p>
<p>(保険加入) 第1-7条</p>	<p>共通仕様書第 1-10 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-11 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p> <p>受注者は、共通仕様書第 1-38 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>
<p>第 2 章 作業内容 (作業項目及び数量等) 第2-1条</p>	<p>作業項目及び数量等は、別表調査数量表のとおりとする。</p>
<p>(作業の留意点) 第2-2条</p>	<p>地質調査作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。</p> <p>(1) ボーリング調査 ボーリング調査の調査方法は、共通仕様書第3-3条に基づくものとする。</p> <p>(2) 孔内水平載荷試験 孔内水平載荷試験は、調査ボーリング孔のうち調査数量表に示す調査孔において実施するものとする。試験方法は、共通仕様書第4-18条に基づくものとする。なお、詳細については、別途監督職員と打合せのうえ決定するものとする。</p> <p>(3) 標準貫入試験 標準貫入試験は、各ボーリング孔において地表 1 m 地点より 1 m ごとに実施するものとする。 なお、試験方法は、共通仕様書第5-3条に基づくものとする。</p> <p>(4) 土質試験 採取した試料の土質試験は、特に定めがない限り共通仕様書第 11-1条によるものとするが、詳細については地盤材料試験法及び監督職員の指示による。</p>

(業務写真における
黒板情報の電子
化)
第2-3条

(5) ボーリング成果

ボーリング成果は、共通仕様書第1-17条に基づき、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。なお、検定の申し込みに当たり、地盤情報の公開・利用の可否について、発注者と協議を行うこととする。

(6) 調査孔閉塞

調査地点において、調査孔は閉塞するものとする。なお、閉塞にかかる材料は、監督職員と協議することとする。

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPT REC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェア

を用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる

第3章 作業条件
(貸与資料)
第3-1条

貸与資料は、次表のとおりとする。

資料名	数量
国営新利根川沿岸農業水利事業 事業誌	1式
国営新利根川沿岸農業水利事業 工事出来高図面	1式
昭和58年度 新利根川沿岸農業水利事業 新川幹線排水路地質調査業務報告書	1式
令和2年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・施設整備構想概定業務報告書	1式
令和6年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区排水計画(案)検討その他業務報告書	1式

(貸与資料の取扱い)
第3-2条

第3-1条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料は原則として複写転載を禁ずると共に、その取扱いは十分留意しなければならない。
- (2) 貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。
- (3) 使用する図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (4) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合の他、完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)
第3-3条

本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。

業務名	業務実施期間 (予定)
令和7年度 国営土地改良事業地区調査 新利根川沿岸地区事業計画等策定業務	R7.5~R8.3
令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 新利根川沿岸地区十角排水機場他耐震性能照査業務 (仮称)	R7.6~R8.3

第4章 打合せ
(打合せ)
第4-1条

共通仕様書第1-9条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

(1) 打合せ時期

- 初 回 現地作業着手の段階
- 第2回 中間打合せ
- 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-10条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

(2) 打合せ場所

WEB会議を基本とするが、対面による打合せとする場合は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所で行うものとする。

第5章 成果物
(成果物の提出)
第5-1条

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体 (CD-R若しくはDVD-R) 正副2部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R若しくはDVD-R) により別途1部を提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

<p>(成果品の提出先) 第5-2条</p> <p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p> <p>第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条</p>	<p>なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸471-65 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所</p> <p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2-1条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。 (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「成果物の提出」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係者協議等対外的協議により、業務計画等に変更が生じた場合。 (6) その他、重要な変更が生じた場合。 <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>
--	--

【調査数量表】

別表

令和6年度 国営土地改良事業地区調査新利根川沿岸地区
新川幹線排水路等地質調査業務

<地質調査業務>

作業項目	規格	単位	数量	調査箇所			
				太田金江津配水槽(陸上)	十余島配水槽(陸上)	新川幹線排水路(陸上)	大須賀幹線排水路(陸上)
1. 準備及び跡片付け(調査孔閉塞を含む。)		式	1				
2. 仮設工	平坦地足場	箇所	3	1	1	1	—
	傾斜地足場	箇所	1	—	—	—	1
	環境保全工	式	1	—	—	1	—
3. ボーリング調査							
1) 土質ボーリング φ66mm(ノンコア)	シルト	m	66.0	28.0	28.0	5.0	5.0
	砂質土	m	44.0	7.0	7.0	15.0	15.0
	計	m	110.0	35.0	35.0	20.0	20.0
2) 土質ボーリング(サンプリング用) φ86mm(ノンコア)	シルト	m	38.0	19.0	19.0	—	—
	計	m	38.0	19.0	19.0	0.0	0.0
4. サウンディング及び原位置試験							
1) 標準貫入試験	シルト	回	66.0	28	28	5	5
	砂質土	回	44.0	7	7	15	15
	計	回	110.0	35.0	35.0	20.0	20.0
2) 孔内水平載荷試験	普通載荷	回	4.0	2	2	—	—
5. 室内土質試験							
1) シンウォールサンプリング	φ86	本	12.0	4	4	2	2
2) 密度試験		試料	8.0	2	2	2	2
3) 含水比試験		試料	8.0	2	2	2	2
4) 粒度試験	沈降分析	試料	6.0	1	1	2	2
5) 粒度試験	ふるい分析	試料	2.0	1	1	—	—
6) 液性限界試験		試料	4.0	2	2	—	—
7) 塑性限界試験		試料	4.0	2	2	—	—
8) 湿潤密度試験		試料	6.0	1	1	2	2
9) 一軸圧縮試験		試料	4.0	2	2	—	—
10) 三軸圧縮試験		試料	4.0	—	—	2	2
11) 圧密試験		試料	4.0	2	2	—	—
6. 資料整理取りまとめ		式	1.0				
7. 地盤情報データベースの登録		式	1.0				

<解析業務>

作業項目	規格	単位	数量	調査箇所			
				太田金江津配水槽(陸上)	十余島配水槽(陸上)	新川幹線排水路(陸上)	大須賀幹線排水路(陸上)
1. 既存資料の収集・現地調査		式	1				
2. 資料整理取りまとめ		式	1				
3. 断面図等の作成		式	1				
4. 総合解析取りまとめ		式	1				